



越野和之

全障研 全国委員長

あなたも全障研へ。ともに学びあい、語り合ひましょう。

全障研は、どんな人でも対等平等に参加できる研究運動をめざし、目の前にある小さな事実のうちに、障害のある人たちの悩みとねがいをとらえること、そのねがいに応える実践と制度のありようを考え合うことを大切にしてきました。

「学校に行きたい、友だちが欲しい」「ぼくも働きたい」「ひとりぼっちの障害者・家族をなくそう」。障害のある人たちとその家族、関係者の切実なねがいを結び、「障害者の権利を守り発達を保障する」ことを掲げて、私たちの研究会は1967年に結成されました。そこから50余年、障害のある人たちの権利保障は、各分野で大きく発展しましたが、その大切な到達点を握り崩そうとする動きも急です。

(写真のTシャツは学生さんの寄せ書き。1979は養護学校義務制実施の年です。)



一障害者の権利と発達を保障するために—

あなたも全障研へ

全国障害者問題研究会規約 (2009年8月8日改正)

第1条 (名称)

この会の名称を全国障害者問題研究会 (略称・全障研) という。

第2条 (事務所)

この会は主たる事務所を東京都新宿区西早稲田2-15-10におく。

第3条 (目的)

この会は、障害者の権利を守り、発達を保障するために、理論と実践を統一的にとらえた自主的・民主的研究運動を発展させることを目的とする。

第4条 (会員の資格・権利・会費)

①前条の目的に賛同し、所定の会費を納める人であれば、平等の資格で入会することができる。

②入会した人は支部に所属し、会員としての権利および義務を有する。ただし、一年以上会費を納めないときは、退会したものとみなす。

③会員は、第5条以下に定める活動および議決に参加することができる。また、「全障研しんぶん」の配布をうけるとともに、個人またはグループによる研究成果や会の運営に関して、意見を「全障研しんぶん」等に発表することができる。

④会費の額は別に定める。*会費は「全障研しんぶん」購読料を含む。

第5条 (活動および事業)

①全国大会をはじめ各種研究集会等の開催や学習研究活動を行う。

②機関紙誌発行等の出版事業を行う。

③必要に応じて関係諸団体と連携する。

④その他

第6条 (全国総会)

全国総会は最高の議決機関であり、出席者をもって構成し、年一回開く。ただし、全国委員会が必要と認めた場合、臨時全国総会を開くことができる。

全国総会は次のことをきめる。

- (1) 全国委員および会計監査の選出 (2) 規約の制定・改廃
 (3) 細則の制定・改廃 (4) 事業計画及び予算・決算 (5) その他

第7条 (全国委員会)

全国委員会は全国総会につぐ議決機関で必要に応じて開く。

①全国委員会は委員互選で、全国委員長、副委員長、常任全国委員を選ぶ。

常任全国委員会は全国委員会の執行機関として、会務を統括する。

②全国委員会は、全国事務局長および全国事務局員を委嘱する。

全国事務局は日常的な会務を行う。

③全国委員会は、研究推進委員長および研究推進委員を委嘱する。

研究推進委員会は、各種研究集会、講座の企画等をすすめる。

④全国委員会は、機関誌編集長および編集委員を委嘱する。

編集委員会は機関誌編集を行う。

⑤全国委員会は、出版部経営委員長および出版部経営委員を委嘱する。

出版部経営委員会は、出版事業活動をすすめる、その経営に責任を負う。

⑥全国委員会は、発達保障研究センター長および研究員を委嘱する。

発達保障研究センターは、発達保障の理論と実践の研究・普及活動をすすめる。

⑦全国委員会は、全国総会の承認をえて、顧問をおくことができる。

⑧全国委員会は、全国総会の決定の遂行と活動の交流のため、支部長・事務局長会議を開くことができる。

第8条 (役員)

①この会につぎの役員をおく。

全国委員長、副委員長、常任全国委員、全国委員、会計監査

②すべての役員は任期は一年とし、再任をさまたげない。役員の出選については別にさだめる。

第9条 (支部・サークル・ブロック)

①全国委員会の議決を経て、都道府県に支部をおく。支部は支部長、事務局長を選出し、全国委員を推薦することができる。

②支部との連絡のもとに、職場、学園、地域などにサークルをつくることことができる。

③全国委員会との連絡のもとに、地域ブロック等の集会をもつことことができる。

第10条 (財政)

①この会の財政は会費、賛助寄金および事業収入でまかなう。出版事業部門の財政は別途規定する。

②会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

入会の申し込みについて

●会員になると

- ①機関紙「全障研しんぶん」（隔月）などの会のお知らせを1年間お送りします。
- ②全国大会や各種講座にお得な会員参加費で参加できます。
- ③研究集会での発表や研究プロジェクトなどの研究活動に参加できます。

●年会費は 3,000 円

全障研は個人加盟の団体です。
会費は入会申込書にご記入のうえ支部へお支払いくださるか、必要事項を明記のうえ郵便口座あるいは「ゆうちょ銀行」にご送金ください。

郵便口座 00100 - 2 - 34600

ゆうちょ銀行 〇一九（ゼロイチキユウ）店 当座 0034600

加入者名 全国障害者問題研究会

全国障害者問題研究会 入会申し込み書

年会費 3,000 円を添えて入会を申し込みます。

フリガナ	
氏名	
自宅住所	〒
電話	()
メール	
勤務先等	

----- (きりとり) -----
領 収 書

様

金 3000 円也を () 年会費として領収しました。

年 月 日

全国障害者問題研究会

() 支部 扱者

●全国大会

毎年夏、全国から数千人が集います。保健師、保育士、障害児のお母さん・お父さん・きょうだい、学校の教員、保育・療育・放課後児童デイの職員、福祉施設の利用者・職員、大学の研究者、学生、医師、看護師、保健師、ケースワーカー、誰でも参加できます。全体会での記念講演、文化行事などのほか、分科会では参加者のレポートをもとに各地の取り組みを学び合い、話し合います。

●支部やサークル

全国の都道府県に支部があり、それぞれ活動しています。また、会員相互に集まって自由なサークル活動をしています。



キーワードは発達保障

どんなに重い障害を持っていても、人間としての限らない発達の可能性をもっています。たとえば、かつて障害児は義務教育を受けられず、働く場もありませんでした。私たちは教育を受ける権利の保障を求め、教育が子どもたちの発達を励まし、生命を輝かす事実を積み重ねてきました。作業所の取り組みからは、働く中で仲間の中でたくましく発達する事実を目を見開いてきました。全障研では、さまざまな立場の会員が障害者や家族の願いをだいにし、いろいろな障害や年齢層の問題を研究や調査で明らかにしたり、各地の取り組みを交流しながら研究運動に参加しています。

●発達保障研究集会

会員相互の研究発表の場として毎年3月に行っています。課題研究を進めるほか、会員による自由研究レポートもとに討論を進めます。会員の研究活動に財政的な援助をする研究プロジェクトの指定を受けた研究は、ここで発表します。

●ブロックの活動

全国を地域エリアで、北海道、東北、関東甲信越、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州9ブロック分けて、協力し合って活動しています。



●他団体との連携

障全協、きょうされんと連携し、日本障害者協議会の加盟団体として活動しています。「教育のつどい」実行委員会に参加しています。

●学習会やセミナー

講演会やセミナーなどの学習会を開催しています。

NPO法人発達保障研究センターとの共催の「教育と保育のための発達診断セミナー」も好評です。

●出版活動

全障研出版部から月刊『みんなのねがい』と季刊『障害者問題研究』を発行し、普及しています。その他、発達や障害児・者に関わる医療、福祉、教育などの書籍を出版しています。こうした書籍はオンラインで注文も可能です。

●みんなのねがい Web

PCはもちろんスマホでもアクセス可能。ホームページでは、全障研のニュースとともに充実した資料とリンク集を提供しています。障害者施策や運動の情報が適時アップされています。『みんなのねがい』や新刊の「ちょっと見」も。このほかにも、フェイスブックやnoteでの情報発信もしています。